

## 令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業費補助金 よくあるお問い合わせ

分類	お問い合わせ	回答
鳥獣緩衝帯について	鳥獣緩衝帯とはどのようなものですか	人里と山林の間にある藪や雑木林、耕作放棄地等のツキノワグマをはじめとする野生鳥獣等が身を潜めることができる場所を、綺麗に整備したエリアを指します。
対象者	個人は対象ですか	対象外です。 自治会、町内会、部落会等地縁に基づいて形成された団体が対象となります。
補助について	緩衝帯整備後、3年以上継続して維持管理とありますが、整備1年目のみ補助対象という理解でよいですか	お見込みのとおりです。 ※申請書添付書類の「事業計画書」に補助対象となる1年目の作業計画から2,3年目の計画までの記載必要ですが、実績報告書は補助対象の1年目のみ必要とします。2,3年目は不要です。
対象となる費用	補助の対象となる経費は何ですか	機械賃借料、作業者への謝金、草木の処分費、委託料等が補助対象です。
	「謝金」の額はどのように決めればよいですか	地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価を参考に決めてください。 参考になるものがない場合は、申請団体の構成員に合意が得られる金額としてください。
	作業する際の保険は対象となりますか	損害保険は対象です。
	消費税は対象ですか	対象です。
申請書について	申請書の添付書類は何か必要ですか	事業計画書、収支予算書、土地所有者の同意書、位置図、事業実施前の写真、維持管理体制に関する書類等が必要です。
	土地所有者の同意書は所有者全員分必要ですか	全員分必要です。
	事業実施前の写真は何枚必要ですか	1整備箇所ごとに1枚ずつ添付してください。
	維持管理体制に関する書類とはどのような書類ですか	緩衝帯整備における責任者、副責任者、刈払い、見回り等の役割を明記した維持管理体制に関する書類です。別記様式第7号をご記入ください。

分類	お問い合わせ	回答
作業について	補助金交付決定前に作業 できますか	できません。 申請書を提出後、2週間程度で交付決定通知を郵送しますので、その後に作業を開始してください。
報告書について	報告書の添付資料は何か 必要ですか	事業実績書、収支精算書、支払いに係る領収書の写し、事業実施後の写真等が必要です。
	個人への「謝金」や「賃借料」も領収書（写）が必要 ですか	必要です。 領収書（写）の代わりに受領書でも構いません。
	事業実施後のどのような 写真を撮ればよいですか	1 整備箇所ごとに1枚ずつ事業実施前と同じ場所から撮影し、整備状況がわかるようにしてください。
変更承認申請 について	金額・購入数が変わりました	担当窓口にお問い合わせください。 ※補助対象経費について、30%を超える増減がある場合、事業計画変更承認申請書の提出が必要です。